

30 港湾海岸高潮対策事業の促進について

(国土交通省関係)

要望内容

海岸保全施設整備の促進

(要 旨)

本市の臨海部では、人口・産業・資産が集中しているため、高潮に対する安全性の確保が不可欠であることから、広島県により、広島港の高潮対策が進められていました。

こうした中、平成 11 年 9 月の台風 18 号、平成 16 年 8 月の台風 16 号、同年 9 月の台風 18 号により、高潮による甚大な被害が生じ、高潮対策が急務となりました。

このため、国におかれても、平成 17 年度より広島県とともに高潮対策を進めていただいておりますが、特に近年は、気候変動による潮位の上昇や台風の強大化によって、高潮災害のリスクが増大し、防災に対する市民の意識が高まっております。

つきましては、早期に市民の安全・安心の確保などを図る必要があるため、港湾海岸高潮対策事業の一層の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 事業主体

国（国土交通省）及び広島県

2 事業内容

海岸保全施設の整備

3 整備状況（令和4年度末現在）

整備計画延長 69 km （うち広島市域 50 km）

整備済延長 28 km （うち広島市域 22 km）

要整備延長 41 km （うち広島市域 28 km）

4 位置図

